

黒潮町事業者経営サポート給付金事業実施要綱

(令和3年9月14日告示第80号)

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い影響を受けた事業者に対し、町内で運営する事業所及び店舗の事業継続の支援を行う黒潮町事業者経営サポート給付金事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業種)

第2条 黒潮町事業者経営サポート給付金(以下「給付金」という。)の給付対象となる業種は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の分類項目によるもののうち、次に掲げる大分類に該当する業種とする。

- (1) E 製造業
- (2) G 情報通信業
- (3) H 運輸業、郵便業
- (4) I 卸売業、小売業
- (5) L 学術研究、専門・技術サービス業
- (6) M 宿泊業、飲食サービス業
- (7) N 生活関連サービス業、娯楽業
- (8) O 教育・学習支援業(中分類81学校教育に分類されるものを除く。)
- (9) R サービス業(他に分類されないもの)(中分類93から96までの政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業及び外国公務に分類されるものを除く。)

(給付対象者)

第3条 給付金の対象となる事業者(以下「給付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 町内に事業所又は店舗を有する個人事業者又は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者(以下「個人事業者等」という。)
- (2) 町内において令和3年4月1日以前に前条各号に掲げる業種を起業又は開始し、当該事業を継続している個人事業者等であって、給付金の受給後も当該事業を継続する意思がある個人事業者等
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年5月から同年9月までの間の月ごとの売上額が令和元年又は令和2年の同じ月の売上額と比較して20パーセント以上減少した個人事業者等。ただし、令和2年5月2日以降に起業した個人事業者等にあつては、令和2年5月から令和3年4月までの間で起業した月から連続する5箇月の月平均売上額(5箇月に満たない場合は、その間の月平均売上額)と令和3年5月から同年9月までのいずれかの月の売上額

を比較して20パーセント以上減少した個人事業者等

(4) 事業収入の額が、次のアからエまでの区分に応じ当該区分に掲げる額以上である個人事業者等で、当該事業収入に対する前条各号に掲げる業種に係る売上額が2分の1以上を占める個人事業者等

ア 平成30年12月31日以前に起業した個人事業者等 令和元年又は令和2年の事業収入の額が300万円

イ 平成31年1月1日から令和2年1月1日までに起業した個人事業者等 令和元年又は令和2年の事業収入の額が150万円

ウ 令和2年1月2日から同年5月1日までに起業した個人事業者等 起業した月から連続する12箇月の事業収入の額が150万円

エ 令和2年5月2日から令和3年4月1日までに起業した個人事業者等 起業した月から令和3年4月までの事業収入の額が月平均12万5千円

(5) 別表に掲げるいずれにも該当しないこと。

(6) 次のアからカまでに掲げる町税等を滞納していないこと。

ア 黒潮町税条例（平成18年黒潮町条例第58号）に規定する町税

イ 黒潮町国民健康保険税条例（平成18年黒潮町条例第61号）に規定する国民健康保険税

ウ 黒潮町介護保険条例（平成18年黒潮町条例第133号）に規定する保険料

エ 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年高知県後期高齢者医療広域連合条例第29号）に規定する保険料であって、黒潮町が徴収する保険料

オ 黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料に関する規則（平成27年黒潮町規則第12号3）に規定する保育料

カ アからオまでに附帯する延滞金及び督促手数料

（給付金の額）

第4条 給付金は、町内の事業所又は店舗において事業を行うために使用した経費のうち、次に定める水道光熱費の合計額とする。ただし、住居又は第2条に規定する対象業種以外の業種の事業所若しくは店舗と第2条に規定する対象業種の事業所又は店舗が一体となっている場合で水道光熱費の明確な区分ができない場合は、本文により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。

(1) 電気使用料、水道使用料及びガス使用料で、令和3年5月から同年9月までの間の月分として請求があったもののうち前条第3号に規定する売上額の減少に該当した月の分として請求があったもの。

(2) 燃料費（設備、機器等により熱を得るための燃料費に限る。以下同じ。）で、令和3年5月から同年9月までの間に購入したもののうち前条第3号に規定する売上額の減少に該当した月に購入したもの。

- 2 給付金は、前項の規定にかかわらず1個人事業者等当たり200万円を上限とする。
- 3 第1項の規定により算定した給付金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(申請期間)

第5条 給付金の申請期間は、令和3年10月1日から令和4年2月28日までとする。
(給付金の申請)

第6条 給付金の給付を受けようとする給付対象者(以下「申請者」という。)は、黒潮町事業者経営サポート給付金給付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 黒潮町事業者経営サポート給付金に係る誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) 第3条第3号に規定する売上額の減少に該当した令和3年の月及びその比較した同号に規定する月の月別の事業収入が分かるもの(売上台帳、帳簿、法人事業概況説明書(表裏)、所得税青色決算書等の月ごとの売上額の集計を確認できるもの)の写し
- (3) 次のアからウまでの区分に応じ当該区分に掲げる確定申告書等の写し等
 - ア 令和2年1月1日以前に起業した個人事業者 次の(ア)から(ウ)までの区分に応じ当該区分に掲げるものの写し
 - (ア) 青色申告の者 令和元年分又は令和2年分確定申告書第1表
 - (イ) 白色申告の者 令和元年分又は令和2年分確定申告書第1表
 - (ウ) 住民税申告の者 居住地の令和2年度又は令和3年度の住民税申告書
 - イ 令和2年1月1日以前に起業した法人事業者 令和元年又は令和2年に係る法人税の法人事業概況説明書(表裏)の写し。
 - ウ 令和2年1月2日以降に起業した個人事業者等は、次の(ア)又は(イ)の区分に応じ当該区分に掲げる事業収入が分かるものの写し
 - (ア) 令和2年1月2日から同年5月1日までに起業した個人事業者等 起業した月から連続する12箇月の月別の事業収入が分かるもの(売上台帳、帳簿、法人事業概況説明書(表裏)、所得税青色決算書等の月ごとの事業収入の集計を確認できるもの)
 - (イ) 令和2年5月2日から令和3年4月1日までに起業した個人事業者等 起業した月から令和3年4月までの月別の事業収入が分かるもの(売上台帳、帳簿、法人事業概況説明書(表裏)、所得税青色決算書等の月ごとの事業収入の集計を確認できるもの)
- (4) 給付金の額を算定した月の電気使用料、水道使用料、ガス使用料及び燃料費の費用が分かる領収書又は請求書若しくは利用明細書の写し
- (5) 申請者名義の預貯金通帳の写し
- (6) 申請者が個人事業者の場合は、運転免許証、健康保険証又はマイナンバーカードのいずれかの写し

(7) その他町長が必要と認める書類
(給付金の給付決定等)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかに審査するものとし、申請が適当であると認めるときは給付金の給付を決定し黒潮町事業者経営サポート給付金給付決定通知書(様式第3号)により、適当でないと認めるときは給付金の給付しないことを決定し黒潮町事業者経営サポート給付金不給付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(給付金の給付)

第8条 町長は、前条の規定により給付金の給付を決定したときは申請書を請求書として取扱い、給付金の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)の指定する口座への振り込みにより速やかに給付金を給付するものとする。

(給付金の周知等)

第9条 町長は、黒潮町事業者経営サポート給付金事業の実施に当たり、給付対象者の要件、給付金の額、申請の方法、申請期間等の事業の概要について、周知に努めるものとする。

(給付金の振込不能の取扱い)

第10条 町長は、申請書の不備等による給付金の振込不能が生じ、給付決定者に連絡等を行ったにもかかわらず当該不備等の補正が行われななど、給付決定者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合には、令和4年3月18日をもって当該申請は取り下げられたものとみなす。

(給付決定の取消し)

第11条 町長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により給付金の給付を受けたとき。

(2) 別表に掲げるいずれかに該当すると認められるとき。

(3) その他給付金の給付が適当でないと町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により給付金の給付決定を取り消したときは、黒潮町事業者経営サポート給付金給付決定取消通知書(様式第5号)により当該給付決定者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第12条 町長は、前条第1項の規定により給付金の給付決定を取り消した場合において、給付金の当該取消しに係る部分に関し、既に給付金を給付しているときは、期限を定めて、黒潮町事業者経営サポート給付金返還命令書(様式第6号)により当該給付決定者に給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の給付を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(帳簿等の整備、保管)

第14条 給付決定者は、給付金の受給に関する帳簿、書類等を給付金の給付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、給付金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき給付された給付金について、第11条、第12条及び第14条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表 (第3条、第11条関係)

- | |
|---|
| <p>1 暴力団（黒潮町暴力団排除条例（平成22年黒潮町条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>2 条例第11条の規定に違反した事実があるとき。</p> <p>3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。</p> <p>4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</p> <p>5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</p> <p>8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</p> <p>9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。</p> |
|---|

10 その役員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。